

長浜市告示第332号

長浜市相談支援等推進事業実施要綱及び長浜市重度障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を次のように改正する。

令和7年10月31日

長浜市長 浅見 宣義

(長浜市相談支援等推進事業実施要綱の一部改正)

第1条 長浜市相談支援等推進事業実施要綱（令和4年長浜市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第18項」を「第5条第19項」に、「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

別表中「第5条第22項」を「第5条第23項」に、「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条第23項」を「第5条第24項」に、「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

(長浜市重度障害老人等福祉助成費助成要綱の一部改正)

第2条 長浜市重度障害老人等福祉助成費助成要綱（平成18年長浜市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。